

貨物概要

新鮮な鶏骨と廃鶏（骨付き肉）を加熱し炊出し、清澄ろ過により透明にし、急速冷凍したもの。

分類

関税率表第 2104.10 号 - 2（統計番号 2104.10 - 020）

分類理由

湯に希釈してブロスとして使用するものであり、製法等からブロス用に調製したものと認められることから、上記の通り分類されます。

（参考）

第 21.04 項のスープ、ブロス（だし汁）及びスープ用又はブロス用の調製品とは、肉、骨、魚等を煮出したもの（香味野菜等とともに煮出すこともある）（第 16.03 項に分類されるものを除く）をいいます。調味料等が加えられていないものであっても、スープに供せられることが明らかなものであれば、同項に分類されます。

（例）

骨等を煮出したエキス
肉、骨等を香味野菜とともに煮出したもの
ラーメンスープ、うどんスープ等及びそれらの素

（備考）第 16.03 項との区別

第 16.03 項に分類されるものは、肉、魚、甲殻類、軟体動物、水棲無脊椎動物を、香味野菜等を加えずに取ったエキスで、骨付きの肉で、肉が主と考えられるものは同項に分類されます。

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）